別紙様式1

公共事業等への失業者吸収仕様書

　　請負人は、当該工事の施工に当たつて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　1　当該工事の施工に使用される無技能労働者のうち「公共職業安定所」(以下「安定所」という。)の紹介を受けて吸収しなければならない失業者の数は、延　　　人とする。

　　　ただし、下記2に基づき安定所長が失業者雇い入れを指示(決定)した延人数が前記の延人数を下廻るときは、その数とする。

　2　当該工事の契約締結後、直ちに福岡県が定める「公共事業施行通知書」を所管の安定所に提出し、失業者雇い入れの指示(決定)を受けること。

　　　この場合、請負人が手持労働者を有しているときは、安定所長から手持労働者の認定を受けることができる。

　　　又、安定所の紹介による雇い入れが困難な場合は、安定所長の承諾を得て直接雇い入れることができる。

　3　前項により安定所から失業者雇い入れの指示を受けたときは、「公共事業施行通知書」の写を添えて、県にその内容を報告すること。

　4　当該工事が完成したときは、県が定める「公共事業失業者吸収証明願い」を安定所に提出し、安定所長の証明を受けること。

　5　完成届を提出するときは、前記による安定所長の証明の写を添付すること。

　6　前2項において、公共事業施工通知書において手持ち労働者の認定や直接雇い入れの承諾のため、安定所による失業者の紹介がない場合は当該証明は省略することができる。